

第 60 回通関士試験

《 2 》

関税法、関税定率法その他関税に関する法律及び
外国為替及び外国貿易法（第 6 章に係る部分に限る。）

試 験 問 題 （時間 1 時間 40 分）

注 意 事 項

- 1 問題の解答は、別紙の答案用紙に記入してください。
- 2 答案用紙に氏名、受験地及び受験番号を忘れずに記入してください。
- 3 問題用紙及び答案用紙の再交付はいたしません。
- 4 第 6 問から第 17 問までの問題については、解答のすべてが正解した場合のみ得点が与えられます。

【選 択 式】 ——— 第1問～第5問：各問題5点 第6問～第17問：各問題2点 ———

第1問 次の記述は、関税法第95条に規定する税関事務管理人に関するものであるが、() に入れるべき最も適切な語句を下の選択肢から選び、その番号をマークしなさい。

- 1 税関長は、税関関係手続を行うべき者（申告者等）に対し、関税法第95条第3項の規定に基づき（ イ ）を超えない範囲内においてその準備に通常要する日数を勘案して指定する日までに税関事務管理人の届出をすべきことを書面で求めた場合であって、その申告者等が当該届出をしなかったときに、当該税関長が、本邦に住所又は居所（法人にあっては、本店又は主たる事務所）を有する者で、申告者等が税関長に対して提出する書類を受領し、当該税関長に対して当該書類を提出する等の特定事項の処理につき（ ロ ）を有するものを、特定事項を処理させる税関事務管理人として指定することができる。
- 2 税関長は、特定事項の処理につき（ ロ ）を有する者が、関税法第95条第3項の申告者等（特定申告者等）との間にいずれか一方の者が他方の者の事業に係る議決権を伴う社外株式の総数の（ ハ ）の社外株式を直接に所有しているものである場合又は当該特定申告者等との間に一方の者と他方の者とがその行う事業の法令上認められた（ ニ ）である場合には、これらの者を特殊の関係のある者として特定税関事務管理人に指定することができる。
- 3 税関事務管理人を定めることを要する「税関関係手続」とは、輸入申告その他関税法又は関税定率法その他の関税に関する法律の規定に基づく手続をいうが、本邦に入国する者又は本邦から出国する者がその入国又は出国の際に行うもののほか、（ ホ ）の手続は「税関関係手続」から除かれる。

- | | | |
|---------------------------------|---------|---------|
| ① 50%以上 | ② 60%以上 | ③ 70%以上 |
| ④ 60日 | ⑤ 90日 | ⑥ 120日 |
| ⑦ 関税法第19条の規定に基づく開庁時間外の貨物の積卸しの届出 | | |
| ⑧ 関税法第42条第1項の規定に基づく保税蔵置場の許可の申請 | | |
| ⑨ 関税法第7条第3項の規定に基づく教示の求め | | |
| ⑩ 共同経営者 | ⑪ 共同行為者 | ⑫ 責任 |
| ⑬ 代理人 | ⑭ 便宜 | ⑮ 利害関係 |

第2問 次の記述は、関税法第73条に規定する輸入の許可前における貨物の引取りに関するものであるが、()に入れるべき最も適切な語句を下の選択肢から選び、その番号をマークしなさい。

1 外国貨物((イ) に係る貨物を除く。)を輸入申告の後輸入の許可前に引き取ろうとする者は、関税額に相当する担保を提供して税関長の承認を受けなければならない。

当該担保の額は、その輸入(納税)申告に係る申告税額について、正当と認められる税額が決定できない場合には、課されるべき税額が明らかに当該申告税額の(ロ)を超える蓋然性があると認められるときを除き、当該申告税額の(ロ)に相当する額とされている。

2 輸入の許可前における貨物の引取りの承認後、長期間(価格交渉が長期化するなど特別な取引実態が認められる場合を除き、原則(ハ))を経過しても輸入許可に至らないものについては、その理由を明らかにし、その輸入許可の促進を図るよう措置することとされている。

3 輸入の許可前における貨物の引取りの承認を受けた貨物に関税を課する場合の基礎となる貨物の性質及び数量は、当該貨物の(ニ)における現況による。

4 輸入の許可前における貨物の引取りの承認を受けた貨物に係る更正の請求は、(ホ)に限り、行うことができる。

- | | | |
|---|-----------------|--------|
| ① 1月 | ② 3月 | ③ 5月 |
| ④ 110% | ⑤ 115% | ⑥ 120% |
| ⑦ 特例申告 | ⑧ 特例輸入者 | |
| ⑨ 特例輸入者及び特例委託輸入者 | | |
| ⑩ 輸入申告の時 | ⑪ 輸入の許可の日から5年以内 | |
| ⑫ 輸入の許可前における貨物の引取りの承認の申請の時 | | |
| ⑬ 輸入の許可前における貨物の引取りの承認の時 | | |
| ⑭ 輸入の許可前における貨物の引取りの承認の日から5年以内 | | |
| ⑮ 輸入の許可前における貨物の引取りの承認の日の翌日から起算して5年を経過する日と輸入の許可の日とのいずれか遅い日までの間 | | |

第3問 次の記述は、関税法第43条に規定する保税蔵置場の許可の要件に関するものであるが、
()に入れるべき最も適切な語句を下の選択肢から選び、その番号をマークしなさい。

1 (イ) は、保税蔵置場の許可を受けようとする者が、その許可を受けようとする保税蔵置場の業務について、その者(その者が(ロ)を含む。)又はその代理人、支配人その他の従業者が(ハ)の規定を遵守するために必要な業務の(ニ)に関する事項として財務省令で定める事項を規定した規則を定めていない場合には、その許可をしないことができる。

2 (イ) は、保税蔵置場の許可を受けようとする場所の位置又は(ホ)が保税蔵置場として不適当であると認められる場合には、その許可をしないことができる。

- | | | |
|-------------------------------|------------------|--------|
| ① 関税法及び同法に基づく命令 | ② 関税法その他関税に関する法律 | |
| ③ 関税法その他の法令 | ④ 計画 | ⑤ 財務大臣 |
| ⑥ 財務大臣の指定を受けた者 | ⑦ 種類及び方法 | ⑧ 税関長 |
| ⑨ 設備 | | |
| ⑩ 通関業者である場合においては、その通関業務を行う通関士 | | |
| ⑪ 手順及び体制 | ⑫ 棟数 | |
| ⑬ 法人である場合においては、その代表者 | | |
| ⑭ 法人である場合においては、その役員 | ⑮ 面積 | |

第4問 次の記述は、関税定率法に規定する関税の軽減又は免除に関するものであるが、()
に入れるべき最も適切な語句を下の選択肢から選び、その番号をマークしなさい。

- 1 加工又は修繕のため本邦から輸出され、その(イ)(その期間を超えることがやむを得ないと認められる理由がある場合において、税関長の承認を受けたときは、その期間を超え税関長が指定する期間)以内に輸入される貨物については、関税定率法第11条(加工又は修繕のため輸出された貨物の減税)の規定に基づき、その関税を軽減することができる。
- 2 慈善又は救済のため寄贈された給与品及び救護施設又は養老施設その他の(ロ)事業を行う施設に寄贈された物品で給与品以外のもののうちこれらの施設において直接(ロ)の用に供するものと認められるもので輸入され、その(ハ)以内に(ニ)については、関税定率法第15条(特定用途免税)の規定に基づき、その関税を免除する。
- 3 試験品で輸入され、その(ホ)(その期間を超えることがやむを得ないと認められる理由があり、税関長の承認を受けた貨物については、その期間を超え、税関長が指定する期間)以内に輸出されるものについては、関税定率法第17条(再輸出免税)の規定に基づき、その関税を免除する。

- | | |
|---------------------|--------------------|
| ① 医療 | ② 加工又は修繕を終えた日から1年 |
| ③ 教育 | ④ これらの施設に寄贈されたもの |
| ⑤ 社会福祉 | ⑥ 使用された日から1年 |
| ⑦ 使用された日から2年 | ⑧ その用途以外の用途に供されたもの |
| ⑨ その用途以外の用途に供されないもの | ⑩ 輸出の許可の日から1年 |
| ⑪ 輸出の許可の日から2年 | ⑫ 輸出の許可の日から6月 |
| ⑬ 輸入の許可の日から1年 | ⑭ 輸入の許可の日から2年 |
| ⑮ 輸入の許可の日から6月 | |

第5問 次の記述は、関税定率法別表（関税率表）の類注又は備考に関するものであるが、（ ）に入れるべき最も適切な語句を下の選択肢から選び、その番号をマークしなさい。

- 1 関税率表において「（イ）」とは、第39.01項から第39.14項までの材料で、重合の段階又はその後の段階で、加熱、加圧その他の外部の作用（必要に応じ溶剤又は可塑剤を加えることができる。）の下で、鑄造、押出し、圧延その他の方法により成形することができ、かつ、外部の作用の除去後もその形を維持することができるものをいう。
- 2 関税率表において「（ロ）」とは、第43.01 項の原毛皮を除くほか、毛が付いている獣皮をなめし又は仕上げたものをいう。
- 3 関税率表において「（ハ）を加えたもの」には、糖みつ、人造はちみつその他これらに類する（ハ）を含有する物品を加えたものを含む。
- 4 関税率表において「（ニ）」とは、文脈により別に解釈される場合を除くほか、天然（ニ）、バラタ、グタペルカ、グアユール、チクルその他これらに類する天然ガム、合成（ニ）及び油から製造したファクチス並びにこれらの再生品（加硫してあるかないか又は硬質化してあるかないかを問わない。）をいう。
- 5 関税率表において「（ホ）」とは、家庭、ホテル、レストラン、病院、店舗及び事務所等から回収され並びに道路及び歩道清掃により収集された種類の廃棄物並びに建設及び解体に伴う廃棄物をいうものとし、主として（イ）、（ニ）、木、紙、繊維、ガラス、金属、食物その他これらに類する物質から成り、壊れた家具及びその他の損傷し又は投棄された物品等を含む。

- | | | |
|----------|------------|---------|
| ① 医療廃棄物 | ② 羽毛 | ③ 甘味料 |
| ④ 毛皮 | ⑤ 共重合体 | ⑥ 工業廃棄物 |
| ⑦ ゴム | ⑧ 砂糖 | ⑨ シリコーン |
| ⑩ 調味料 | ⑪ 都市廃棄物 | ⑫ 皮革 |
| ⑬ プラスチック | ⑭ ポリマーブレンド | ⑮ ラテックス |

第6問 次の記述は、関税の課税物件の確定の時期に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 保税蔵置場に置くことにつき税関長の承認を受けた外国貨物（関税法第4条第1項第1号に掲げるもの）で、亡失し、又は滅却されたものに対し、関税を課する場合の基礎となる貨物の性質及び数量は、当該外国貨物の亡失又は滅却の時の現況による。
- 2 保税蔵置場に置くことにつき税関長の承認を受けた外国貨物（関税法第4条第1項第1号に掲げるもの）で、輸入申告がされた後輸入の許可がされる前に当該貨物に適用される法令の改正があったものに対し、関税を課する場合の基礎となる貨物の性質及び数量は、当該貨物の輸入の許可の時の現況による。
- 3 保税展示場に入れられた外国貨物で、当該保税展示場の展示館の建設のため使用される機械（関税法第4条第1項第3号の2に掲げるもの）に対し、関税を課する場合の基礎となる貨物の性質及び数量は、当該保税展示場に入れることが税関長により承認された時の現況による。
- 4 特定保税運送に係る外国貨物で発送の日の翌日から起算して7日以内に運送先に到着しないもの（関税法第4条第1項第5号の2に掲げるもの）に対し、関税を課する場合の基礎となる貨物の性質及び数量は、当該外国貨物が発送された時の現況による。
- 5 郵便物を輸入しようとする者から関税法第67条（輸出又は輸入の許可）の申告を行う旨の申出がなく輸入される郵便物のうち、日本郵便株式会社から税関長に提示がされないで輸入された郵便物（同法第4条第1項第8号に掲げるもの）に対し、関税を課する場合の基礎となる貨物の性質及び数量は、当該郵便物の輸入の時の現況による。

第7問 次の記述は、関税定率法第4条第1項第3号（課税価格の決定の原則）に規定する費用に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 関税定率法施行令第1条の5第2項第2号に規定する「当該買手が当該物品を取得するために通常要する費用」とは、一般的な競争的条件の下に輸入貨物の買手が当該物品を購入又は賃借をするとした場合に、その購入又は賃借のために通常必要とされる費用をいうこととされている。
- 2 買手が自己と特殊関係にある者から、当該特殊関係による影響を受けた価格により物品を購入するような場合であっても、当該価格に基づく費用を関税定率法施行令第1条の5第2項第2号に規定する「通常要する費用」とすることはできるとされている。
- 3 買手が物品を取得する又は技術等の提供を受けるために要した費用（買手が自己の代理人に対し支払う手数料等）の額は、関税定率法施行令第1条の5第2項第2号及び同条第4項第2号に定める「通常要する費用」の額に含めるものとするにとされている。
- 4 買手が物品又は技術等を携帯して輸出し提供した場合等であって、当該提供に要した「運賃、保険料その他の費用」の額が明らかでないときは、通常必要とされる運賃、保険料その他費用の額により算出するものとするにとされている。
- 5 買手により提供された物品中に生産ロスを見込んだスペア部品等が含まれている場合には、当該スペア部品等を含まない費用の総額とすることとされている。

第8問 次の記述は、関税の確定及び納付に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。
すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 特例申告を行う場合には、当該特例申告に係る貨物で輸入の許可を受けたものについて、特例申告書を作成し、当該許可の日の属する月の翌月末日までに、当該許可をした税関長に提出しなければならない。
- 2 特例輸入者は、特例申告に係る納付すべき税額の計算が関税に関する法律の規定に従っていなかったこと又は当該計算に誤りがあったことにより、当該特例申告により納付すべき税額が過大である場合には、当該特例申告に係る貨物の輸入の許可の日から5年以内に限り、税関長に対し、当該特例申告に係る納付すべき税額につき更正をすべき旨の請求をすることができる。
- 3 特例申告貨物を除く申告納税方式が適用される貨物を輸入しようとする者は、税関長に対し、関税法第67条の規定に基づく輸入申告に併せて同法第7条第2項の規定による納税申告をしなければならない。
- 4 先にした納税申告により納付すべき税額に不足額があり、当該税額について修正申告をする者は、その修正申告に係る関税額に併せて延滞税を納付しなければならないが、当該延滞税の額は賦課課税方式により確定する。
- 5 特例申告書をその提出期限までに提出していない特例輸入者は、関税法第7条の16第2項の規定による税関長の決定があるまでは、税関長に対し、修正申告をすることができる。

第9問 次の記述は、関税の納期限又は関税法第12条第9項（延滞税）に規定する関税の法定納期限に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 修正申告をした日の翌日に輸入が許可された場合において、当該修正申告により納付すべき関税の納期限は、当該修正申告をした日である。
- 2 輸入の許可後にした修正申告により納付すべき関税について、当該関税の納期限に関し、その延長を受けたい旨の申請書を当該輸入の許可を受けた税関長に提出し、かつ、当該関税の額の全部又は一部に相当する額の担保を当該税関長に提供した場合には、当該税関長は、当該関税の額が当該提供された担保の額を超えない範囲内において、その納期限を3月以内に限り延長することができる。
- 3 輸入の許可後において、過少申告加算税に係る賦課決定通知書が発せられた場合には、当該通知書を受けた者は、当該通知書に記載された金額の過少申告加算税を当該通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに納付しなければならない。
- 4 輸入の許可前における貨物の引取りの承認を受けて引き取られた貨物に係る納付すべき関税について、その輸入の許可前に更正通知書が発せられた場合における、当該更正通知書に記載された納付すべき関税に係る延滞税を計算するときの法定納期限は、当該更正通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日である。
- 5 賦課課税方式が適用される郵便物（関税法第6条の2第1項第2号ロに規定するもの）に係る関税の延滞税を計算する場合の法定納期限は、その郵便物が同法第77条第6項の規定により税関長の承認を受けてその課税標準及び税額についての決定がされる前に受け取られたものである場合を除き、その郵便物を輸入する日である名宛人に交付された日とされている。

第10問 次の記述は、輸出通関に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 輸出申告された貨物の税関の検査は、税関長が指定した場所で行うものとされているが、当該場所以外の場所で当該検査を受けようとする者は、その輸出申告をした税関長の許可を受けなければならない。
- 2 貨物を業として輸出する者は、当該貨物の品名、数量及び価格その他の必要な事項を記載した帳簿を備え付け、かつ、当該帳簿及び当該貨物に係る取引に関して作成し又は受領した書類を輸出の許可を受けた貨物の当該許可の日の翌日から7年間保存しなければならない。
- 3 税関長において輸出しようとする貨物の種類又は価格を勘案し、輸出申告書に記載すべき事項について、その記載の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める事項の記載を省略させることができる。
- 4 輸出申告書に記載すべき輸出しようとする貨物の数量は、財務大臣が貨物の種類ごとに定める単位による当該貨物の正味の数量である。
- 5 輸出申告書に記載すべき輸出しようとする貨物の価格は、当該貨物の本邦の輸出港における本船甲板渡し価格（航空機によって輸出される貨物については、これに準ずる条件による価格とし、無償で輸出される貨物については、当該貨物が有償で輸出されるものとした場合のこれらの価格）である。

第11問 次の記述は、輸入通関に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 郵便物として輸入される商業貨物であって、当該貨物の課税標準となるべき価格が30万円以下のものについては、当該郵便物を輸入しようとする者から当該郵便物につき輸入申告を行う旨の申出があった場合を除き、輸入申告を要しない。
- 2 輸入申告に係る貨物について、経済連携協定における関税についての特別の規定による便益の適用を受けようとする場合において、当該貨物の課税価格の総額が20万円以下であるときは、当該貨物が当該経済連携協定の規定に基づき当該経済連携協定の締約国の原産品とされるものであることを証明し、又は申告する書類を税関長に提出することを要しない。
- 3 輸入申告に係る貨物について、経済連携協定以外の関税についての条約の特別の規定による便益を適用する場合に税関長に提出する原産地証明書は、当該便益を受けようとする貨物の記号、番号、品名、数量及び原産地を記載し、かつ、当該貨物の原産地、仕入地、仕出地若しくは積出地にある本邦の領事館若しくはこれに準ずる在外公館又はこれらの地の税関その他の官公署若しくは商業会議所の証明したものでなければならない。
- 4 貨物を輸入しようとする全ての者は、輸入許可を受けるためにその申告に係る貨物を入れる保税地域の所在地にかかわらず、いずれかの税関長に対して輸入申告をすることができる。
- 5 特例輸入者が、電子情報処理組織（NACCS）を使用して行う輸入申告を、当該輸入申告に係る貨物を保税地域等に入れる前に行う場合は、当該貨物に係る積荷に関する事項が税関に報告され、又は当該積荷に関する事項を記載した書面が税関に提出された後に当該輸入申告を行うものとされている。

第12問 次の記述は、関税法第34条の2の規定による確認義務並びに同法第41条の3及び第45条の2の規定による命令に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 税関長は、指定保税地域において貨物を管理する者が関税法の規定に従って指定保税地域の業務を行わなかったことにより、同法の実施を確保するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、その者に対し、同法第41条の2（指定保税地域において貨物を管理する者の規則の定め）に規定する規則の変更を命じなければならない。
- 2 保税地域において貨物を管理する者は、その管理する外国貨物（信書及び輸出の許可を受けた貨物を除く。）をその保税地域から出そうとする場合には、当該貨物を保税地域から出すことにつき必要とされる関税法の規定による許可、承認又は届出があることを確認しなければならない。
- 3 税関長は、保税蔵置場の許可を受けた者が関税法の規定に従って保税蔵置場の業務を行わなかったことその他の事由により、同法の実施を確保するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、その者に対し、同法第43条第11号（許可の要件）に規定する規則に定められた事項に係る業務の遂行の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 4 税関長は、保税蔵置場の許可を受けた者に対し関税法第45条の2第1項の規定による命令をしようとする場合において、明白な証拠が存在すると認められるときは、その者の出頭を求めて意見を聴取し、又は釈明のための証拠を提出する機会を与えることを要しない。
- 5 保税地域において貨物を管理する者は、その管理する貨物をその保税地域から出そうとする場合において、その貨物が輸入の許可を受けたものであるときは、関税法第34条の2の規定による確認を行うことを要しない。

第13問 次の記述は、外国貨物（郵便物、特例輸出貨物及び関税法施行令第52条各号（保税運送の手続を要しない外国貨物）に掲げる貨物を除く。）の運送に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 外国貨物を保税地域から関税法第30条第1項第2号（外国貨物を置く場所の制限）の規定により税関長が指定した場所まで運送する場合には、その運送につき税関長の承認を要しない。
- 2 税関長は、運送の状況その他の事情を勘案して取締り上支障がないと認めるときは、1年の範囲内で税関長が指定する期間内に発送される外国貨物の運送について一括して承認することができる。
- 3 仮に陸揚げされた貨物は、そのある場所と開港又は税関空港との間に限り外国貨物のまま運送することができる。
- 4 特定保税運送に係る外国貨物（輸出の許可を受けた貨物を除く。）が発送の日の翌日から起算して7日以内に運送先に到着しない場合には、当該貨物が災害その他やむを得ない事情により亡失したとき又はあらかじめ税関長の承認を受けて滅却されたときを除き、特定保税運送者から、直ちにその関税を徴収する。
- 5 関税法第63条第1項（保税運送）の規定による申告に係る申告書の記載事項において、税関長は、運送する距離が短いことその他の事情によりその記載の必要がないと認める場合は、その必要がないと認める事項の記載を省略させることができるが、通関業者が外国貨物であるコンテナ詰貨物（船卸後に開扉されたものを除く。）について同項の規定による申告をするときは、「申告価格」の記載の省略を認めることはできないこととされている。

第14問 次の記述は、特例輸入者及び特定輸出者に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 特定輸出者が貨物を輸出しようとする場合において、当該貨物の輸出に係る通関手続を通関業者に依頼するときは、その通関業者は認定通関業者でなければならない。
- 2 特定輸出者の承認を受けようとする者は、特定輸出申告に係る貨物の輸出に関する業務について、その者又はその代理人、支配人その他の従業者が関税法その他の法令の規定を遵守するための事項を規定した規則に、これらの法令に違反する事態が生じた場合における対処のための措置を規定しなければならない。
- 3 特例輸入者は、輸入しようとする貨物の種類にかかわらず、特例申告を行うことができる。
- 4 特例輸入者に係る特例申告貨物について、経済連携協定における関税についての特別の規定による便益の適用を受けようとする場合には、当該特例申告貨物の課税価格の総額が20万円以下のときであっても、締約国原産地証明書又は締約国原産品申告書等を保有している旨を特例申告書に記載しなければならない。
- 5 税関長は、特例輸入者に係る期限内特例申告書に記載された納付すべき関税額について関税法第9条の2第3項（納期限の延長）の規定に基づき納付すべき期限を延長する場合において、関税の保全のために必要があると認めるときは、当該特例輸入者に対し当該期限内特例申告書に記載した関税額の全部又は一部に相当する額の担保の提供を命ずることができる。

第15問 次の記述は、関税暫定措置法第8条の2の規定による特惠関税制度に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 保税蔵置場に置くことの承認を受けようとする貨物について、特惠関税の適用を受けるため特惠原産地証明書を税関長に提出する者は、関税暫定措置法施行令第28条ただし書に規定する税関長の承認を受けたときを除き、当該置くことの承認の申請の際に当該特惠原産地証明書を提出しなければならない。
- 2 特惠原産地証明書は、その証明に係る物品についての輸入申告の際に提出することができないことについて、当該物品につき輸入の許可前における貨物の引取りについて税関長の承認を受けることを条件として税関長の承認を受けたときは、当該輸入申告の際に提出することを要しない。
- 3 特例申告貨物である物品（特惠受益国原産品であることを確認するために特惠原産地証明書の提出の必要があると税関長が認めるものを除く。）について特惠関税の適用を受けようとする場合には、特惠原産地証明書の提出を要しない。
- 4 特惠関税が適用される物品について関税定率法第8条第1項又は第2項の規定により不当廉売関税が課されることとなった場合には、特惠関税の適用を受けることができない。
- 5 特惠受益国以外の国を原産地とする物品を原料又は材料として特惠受益国において生産された物品は、いかなる場合も特惠関税の適用を受けることができない。

第16問 次の記述は、関税の納税義務に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 関税定率法第15条第1項（特定用途免税）の規定により関税の免除を受けて輸入された貨物であって、その輸入の許可の日から2年以内にその免除に係る特定の用途以外の用途に供するため譲渡されたものについて、その免除を受けた関税を徴収する場合には、その譲渡をした者がその関税を納める義務を負う。
- 2 関税暫定措置法第9条第1項（軽減税率等の適用手続）の規定により軽減税率の適用を受けて輸入された貨物が、その輸入の許可の日から2年以内に、その軽減税率の適用を受けた用途以外の用途に供された場合には、税関長は、当該輸入の許可を受けた者から、当該貨物につき、特定の用途に供することを要件としない税率により計算した関税の額と当該軽減税率により計算した関税の額との差額の関税を、直ちに徴収する。
- 3 日本郵便株式会社が、郵便物に係る関税を納付しようとする者の委託に基づき当該関税の額に相当する金銭の交付を受けた場合において、その交付を受けた日の翌日から起算して11取引日を経過した最初の取引日（災害その他やむを得ない理由によりその日までには納付することができないと税関長が認める場合には、その承認する日）までに当該関税を完納しないときは、税関長は、国税の保証人に関する徴収の例により当該関税を日本郵便株式会社から徴収する。
- 4 輸入の許可を受けて引き取られた貨物について、納付された関税に不足額があった場合において、当該許可の際当該貨物の輸入者とされた者の住所及び居所が明らかでなく、又はその者が当該貨物の輸入者でないことを申し立てた場合であって、かつ、当該貨物の輸入に際してその通関業務を取り扱った通関業者が、その通関業務の委託をした者を明らかにすることができなかったときは、当該通関業者は、当該貨物の輸入者と連帯して当該関税を納める義務を負う。
- 5 関税定率法第17条第1項（再輸出免税）の規定の適用を受けて輸入された学術研究用品が、その輸入の許可の日から1年以内に輸出されない場合には、同日から起算して1年を経過した日に当該学術研究用品を所有する者がその関税を納める義務を負う。

第17問 次の記述は、外国為替及び外国貿易法及び輸入貿易管理令に規定する経済産業大臣の輸入の承認に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 経済産業大臣の輸入割当てを受けるべきものとして公表された品目に該当する貨物を仮に陸揚げしようとするときは、経済産業大臣の輸入の承認を受けなければならない。
- 2 税関長は、特に必要があると認めるときは、1 か月以内において、経済産業大臣の輸入の承認の有効期間を延長することができる。
- 3 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第2条第1項（定義等）に規定する特定有害廃棄物等を輸入する場合には、経済産業大臣の輸入割当てを受けなければならない。
- 4 経済産業大臣の輸入割当ては、貨物の数量により行うこととされているが、貨物の数量により輸入割当てを行うことが困難であり又は適当でない場合には、貨物の価額により行うことができる。
- 5 貨物を輸入しようとする者は、当該貨物の輸入について、経済産業大臣の輸入割当てを受けることを要するときに限り、経済産業大臣の輸入の承認を受けなければならない。

第18問 次の記述は、輸出通関に関するものであるが、その記述の誤っているものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 我が国から一時輸出される職業用具（加工又は修理に向けるものを除く。）であって、我が国に再輸入されることが予定されているものについては、物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（A T A条約）の定めるところに従い、通関手帳の発給を受け当該通関手帳により輸出することができることとされている。
- 2 航空機によって輸出される貨物であって、1品目の価格が20万円以下のものの輸出手続については、Air Waybill若しくは仕入書又は航空貨物簡易輸出申告書をもって輸出申告書に代えることができることとされている。
- 3 税関長は、輸出申告があった場合においてその輸出の許可の判断のために必要があるときは、契約書、仕入書その他の申告の内容を確認するために必要な書類を提出させることができる。
- 4 特定輸出者が、輸出の許可を受けた貨物に係る船名変更の手続を行う場合において、やむを得ない事情により、当該貨物を積載した船舶が出港した後にその申請を行うこととなったときには、当該特定輸出者の承認を行った税関の担当部門を経由してその申請書を提出して差し支えないものとされている。
- 5 輸出申告された貨物に係る税関の検査は、当該貨物が、輸出の許可を受けるために入れる保税地域に搬入された後でなければ、行うことができないこととされている。

第19問 次の記述は、輸入通関に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 税関長は、輸入しようとする貨物に原産地の表示がないものについては、輸入を許可しない。
- 2 本邦に住所及び居所を有しない輸入申告者は、税関事務管理人を定めたときは、当該税関事務管理人に係る輸入申告に係る税関長にその旨を届け出なければならないが、その税関事務管理人を解任したときは、その旨を届け出ることを要しない。
- 3 税関長は、認定通関業者の認定を受けていない通関業者のマニフェスト等による輸入申告において、その利用に当たっての条件とされている事項に該当しない貨物の混入が継続して行われていることを確認した場合であっても、その混入が故意に行われたものと認められないときは、当該通関業者のマニフェスト等による輸入申告の利用を引き続き認めることとされている。
- 4 関税法その他関税に関する法令以外の法令の規定により輸入に関して許可、承認等を必要とする貨物については、輸入申告の際、当該許可、承認等を受けている旨を税関に証明しなければならないが、特例申告貨物については、その輸入申告の際にその証明を要しないこととされている。
- 5 貨物を輸入しようとする者が税関長に提出する輸入申告書には、税関長がその記載が必要ないと認める場合を除き、当該貨物が通信販売により購入された後、当該貨物の販売者又はその委託を受けた仕出人により外国から日本国内に宛てて発送されたものに該当するか否かの別を記載しなければならない。

第20問 次の記述は、関税に係る加算税に関するものであるが、その記述の誤っているものはどれか。
一つを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額の計算の基礎となる税額が10,000円未満である場合においては、これらの加算税は課されず、当該税額に10,000円未満の端数がある場合においては、これを切り捨てて計算する。
- 2 過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額が5,000円未満である場合においては、これを徴収せず、これらの加算税の額に100円未満の端数がある場合においては、これを切り捨てる。
- 3 納税申告した者が当該申告について行った修正申告が、その申告に係る関税についての調査があったことにより当該関税について更正があるべきことを予知してされたものでない場合において、その申告に係る関税についての調査に係る税関の事前通知がある前に行われたものであるときは、過少申告加算税は課されない。
- 4 過少申告加算税が課されるべき場合において、納税義務者が納付すべき税額の計算の基礎となるべき事実の一部を隠蔽し、かつ、その隠蔽したところに基づき納税申告をしていたときは、その税額の計算となるべき事実で隠蔽していないものに基づくことが明らかであるものがあるときであっても、当該納税義務者に対し、過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額の全部について、過少申告加算税に代え、重加算税が課される。
- 5 特例申告に係る貨物で輸入の許可を受けたものについて、当該特例申告を行うべき者がその提出期限から1月を経過した日以後に当該特例申告に係る特例申告書を提出した場合において、当該提出期限までに当該特例申告がなかったことについて正当な理由があると認められないときは、当該特例申告に基づき納付すべき税額について無申告加算税が課される。

第21問 次の記述は、関税の軽減、免除又は払戻しに関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 輸入の許可を受けた貨物が災害により滅失した場合には、当該貨物が当該輸入の許可後引き続き、その許可を受けた保税地域に置かれていたものであっても、既に納付した関税の払戻しを受けることはできない。
- 2 落花生油の製造に使用するための落花生で輸入され、その輸入の許可の日から6月以内に製造が終了するものについては、税関長の承認を受けた製造工場以外の場所で当該製造に供される場合であっても、関税定率法第13条第1項（製造用原料品の減税又は免税）の規定により、その関税の軽減又は免除の適用を受けることができる。
- 3 本邦に来遊する外国の元首又はその家族（配偶者、直系尊属、直系卑属及びこれらに準ずる地位にあると認められる親族をいう。）に属する物品で輸入されるものについては、関税定率法第14条第2号（無条件免税）の規定により、その関税が免除されるが、これらの者の随員に属する物品については免除されない。
- 4 関税定率法第19条第1項（輸出貨物の製造用原料品の減税、免税又は戻し税等）の規定により、輸出貨物の製造に使用される原料品の輸入について関税の軽減又は免除の適用を受けようとする場合には、その製品の輸出が当該原料品の輸入の許可の日から3年以内にされることが要件とされている。
- 5 関税を納付して輸入された貨物のうち品質が契約の内容と相違するため返送することがやむを得ないと認められる貨物で、その輸入の時の性質及び形状に変更を加えないものを本邦から返送のため輸出する場合であって、当該貨物がその輸入の許可の日から6月以内に保税地域に入れられたときは、関税定率法第20条第1項（違約品等の再輸出又は廃棄の場合の戻し税等）の規定により、その関税の払戻しを受けることができる。

第 22 問 次の記述は、関税定率法第 4 条第 1 項に規定する課税価格の決定の原則に基づき輸入貨物の課税価格を計算する場合に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃、保険料、その他当該運送に関連する費用は課税価格に算入することとされ、輸出国における積込み前の一時的保管料は、課税価格に含まないこととされている。
- 2 輸入取引に係る契約において、CIF 契約により、売手が輸入港までの運賃を負担して船舶により運送されることとされていた輸入貨物が、航空機によって運送された場合には、関税定率法第 4 条の 6 第 1 項（航空運送貨物等に係る課税価格の決定の特例）の規定の適用を受ける場合を除き、その運送方法の変更に伴う費用の額を、その負担者を問わず現実支払価格に加算することとされている。
- 3 関税定率法第 4 条第 1 項第 1 号に規定する輸入港までの運賃等は、輸入貨物（同法第 4 条の 6 第 1 項（航空運送貨物等に係る課税価格の決定の特例）に規定する貨物に該当するものを除く。）が、当該輸入貨物の運送契約の成立の時以後に、輸出者又は輸入者の責めに帰し難い理由に起因して当該契約に基づく運送方法及び運送経路により運送できなかったことにより、当該輸入貨物の実際に要した当該輸入港までの運賃等の額が当該輸入貨物の通常必要とされる当該輸入港までの運賃等の額を著しく超えるものである場合には、当該通常必要とされる当該輸入港までの運賃等とすることとされている。
- 4 輸入貨物の一部を構成する容器の費用が当該輸入貨物の生産及び輸入取引に関連して、買手により無償で又は値引きをして直接又は間接に提供された物品又は役務に係るものである場合には、当該費用は課税価格に含まれないこととされている。
- 5 輸入貨物に係る輸入取引に関し買手により負担される仲介料その他の手数料は、現実支払価格に含まれていない限度において課税価格に算入するが、売手及び買手のために輸入取引の成立のための仲介業務を行う者に対し買手が支払う手数料であるときは、当該手数料は課税価格に算入しないこととされている。

第23問 次の記述は、外国為替及び外国貿易法及び輸出貿易管理令に基づく、経済産業大臣の輸出の許可又は承認に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 輸出貿易管理令別表第2の43の項の中欄に掲げる重要文化財を輸出しようとする場合において、文化財保護法の規定による文化庁長官の確認を受けたときは、経済産業大臣の輸出の承認を受けることを要しない。
- 2 経済産業大臣が貨物の輸出を行う場合は、輸出貿易管理令の規定は適用されないが、経済産業大臣以外の政府機関が貨物の輸出を行うときは、同令第13条の規定に基づき、経済産業大臣に事前に協議をしなければならない。
- 3 経済産業大臣は、輸出の承認を受けるべき貨物について当該承認を受けずに輸出した者に対し、5年以内の期間を限り、輸出を行うことを禁止することができる。
- 4 本邦において国際的な規模で開催された射撃のスポーツ競技大会に参加するために入国する選手とともに無償で輸出すべきものとして無償でアメリカ合衆国から持ち込まれた輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる銃砲であって、当該射撃のスポーツ競技大会の終了後に選手の帰国に伴いアメリカ合衆国に向けて返送されるものについては、例外なく、経済産業大臣の許可を受けなければならない。
- 5 輸出貿易管理令別表第1の16の項の中欄に掲げる集積回路を、同令別表第3に掲げるアメリカ合衆国を仕向地として輸出しようとする場合において、同令第4条第2項第3号の規定に基づく経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知（インフォーム）を受けたときは、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

第24問 次の記述は、関税法第8章に規定する不服申立てに関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 関税法の規定による税関長の処分について再調査の請求があったときは、税関長は、関税等不服審査会に諮問しなければならない。
- 2 関税の徴収に関する税関長の処分について税関長に対する再調査の請求をした場合における当該処分についての財務大臣に対する審査請求は、正当な理由があるときを除き、当該再調査の請求についての決定があったことを知った日の翌日から起算して3月を経過するまでは、することができる。
- 3 税関長が輸入されようとする貨物が商標権を侵害する物品に該当すると認定し、当該貨物を輸入しようとする者に対しその旨を通知した場合において、その通知についての財務大臣に対する審査請求があったときは、財務大臣は、当該通知の全部を取り消す場合であっても、関税等不服審査会に諮問しなければならない。
- 4 関税法第89条第1項に規定する再調査の請求をすることができる税関長の処分には、同法第11章（犯則事件の調査及び処分）に規定する処分が含まれる。
- 5 輸入されようとする貨物が特許権を侵害する物品に該当すると認定した旨の税関長の通知の取消しの訴えは、当該通知についての審査請求に対する裁決を経ることなく、提起することができる。

第25問 次の記述は、関税法第10章に規定する罰則に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 法人の従業者が、その法人の業務について、関税法第67条の許可を受けるべき貨物について当該許可を受けずに当該貨物を輸入した場合には、当該従業者は罰せられることはあっても、当該法人は罰せられることはない。
- 2 関税法第67条の許可を受けるべき貨物について、当該許可を受けずに当該貨物を輸入した者は、その犯罪に係る貨物の価格の10倍が1,000万円を超えるときは、当該価格の10倍以下を限度とする罰金に処せられることがある。
- 3 輸入してはならない貨物を輸入する罪の犯罪行為の用に供した船舶については、当該船舶が当該犯罪行為に係る犯人以外の者の所有に係るものであれば、その者があらかじめその犯罪が行われることを知っていた場合であっても没収されることはない。
- 4 関税法の規定に従って保税蔵置場の業務を行わなかったことにより、同法第45条の2第1項（業務改善命令）の規定による命令を受け、当該命令に違反した者は、罰せられることがある。
- 5 輸入してはならない貨物を輸入した者は罰せられることがあるが、その犯罪の実行に着手してこれを遂げない者については罰せられることはない。

第26問 次の記述は、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 通関業法第4条第1項の規定による通関業の許可を受けようとする者が財務大臣に提出する許可申請書の提出は電子情報処理組織（NACCS）を使用して行うことができるが、当該許可申請書への申請者の資産の状況を示す書面の添付は電子情報処理組織（NACCS）を使用して行うことができない。
- 2 関税法第7条の14第1項の規定による修正申告は電子情報処理組織（NACCS）を使用して行うことができるが、同法第7条の15第1項の規定による更正の請求は電子情報処理組織（NACCS）を使用して行うことができない。
- 3 法人である通関業者は、電子情報処理組織（NACCS）を使用して他人の依頼による輸出申告を行う場合には、通関士にその通関士識別符号を使用させて、当該通関士にその申告の入力をさせなければならない。
- 4 関税法第40条第2項の規定により指定保税地域において輸出しようとする貨物につき見本の展示を行うための許可の申請は、電子情報処理組織（NACCS）を使用して行うことができる。
- 5 関税法第33条の規定により保税地域にある外国貨物を廃棄しようとする場合の届出は、電子情報処理組織（NACCS）を使用して行うことができない。

第27問 次の記述は、関税法に規定する輸入してはならない貨物に関するものであるが、その記述の誤っているものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 拳銃部品は、他の法令の規定により輸入することができることとされている者が当該他の法令の定めるところにより輸入するものを除き、輸入してはならない貨物に該当する。
- 2 税関長は、輸入されようとする貨物のうちに意匠権又は商標権を明らかに侵害する貨物があると思料するときは、認定手続を経た後でなくとも、当該貨物を没収して廃棄し、又は当該貨物を輸入しようとする者にその積戻しを命ずることができる。
- 3 税関長は、輸入されようとする貨物が著作権を侵害する物品に該当するか否かについての認定手続を執る場合には、当該貨物に係る著作権者及び当該貨物を輸入しようとする者に対し、当該貨物について認定手続を執る旨を通知するのに併せ、当該貨物に係る著作権者に対しては、当該貨物を輸入しようとする者及び当該貨物の仕出人の氏名又は名称及び住所を、当該貨物を輸入しようとする者に対しては、当該貨物に係る著作権者の氏名又は名称及び住所を、それぞれ通知する。
- 4 税関長は、輸入者から認定手続において証拠を提出し、意見を述べるため必要であるとして、当該認定手続に係る疑義貨物の画像情報の電子メールによる送信を希望する旨の申出があった場合であっても、当該輸入者が送信を希望する画像情報が大量であるときは、電子メールによる送信を行わないことができ、その場合には、その理由を当該輸入者に説明するものとされている。
- 5 税関長は、特許権者からの輸入差止申立てに係る貨物について認定手続が執られた場合において、その貨物を輸入しようとする者から当該認定手続を取りやめることの求めがあったときは、当該特許権者に対し、その旨を通知するとともに、当該貨物を輸入しようとする者に対し、期限を定めて、当該認定手続に係る貨物が輸入されることにより当該特許権者が被るおそれがある損害の賠償を担保するために相当と認める額の金銭又は有価証券で税関長が確実と認めるものをその指定する供託所に供託すべき旨を命じなければならない。

第28問 次の記述は、関税定率法第8条に規定する不当廉売関税に関するものであるが、その記述の誤っているものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 関税定率法第8条第1項に規定する不当廉売とは、貨物を、輸出国における消費に向けられる当該貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格その他これに準ずるものとして不当廉売関税等に関する政令第2条第1項に規定する価格（正常価格）より低い価格で輸出のために販売することをいう。
- 2 政府は、関税定率法第8条第5項の規定による不当廉売がされた貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実の調査に係る貨物の輸出者から当該貨物の輸出を取りやめる旨の約束の申出があった場合において、十分な証拠により、これらの事実を推定することができるときは、その約束（有効期間が5年以内のものに限る。）を受諾することができる。
- 3 政府は、関税定率法第8条第5項の規定による不当廉売がされた貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実の調査が開始された日から60日を経過する日以後において、その調査の完了前においても、十分な証拠により、これらの事実を推定ことができ、当該本邦の産業を保護するため必要があると認められるときは、同条第9項の規定により指定された貨物の正常価格と推定される価格と不当廉売価格と推定される価格との差額に相当する額と同額以下の暫定的な関税を課することができる。
- 4 関税定率法第8条第1項の規定により不当廉売関税が課されている場合において、同項の規定により指定された貨物と性質及び形状が近似する貨物（当該指定された貨物と用途が直接競合するものに限る。）であって同項に規定する指定貨物の供給国において生産されたものの輸入が、本邦の産業に実質的な損害を与える事実があり、かつ、本邦の産業を保護するため必要があると認められるときは、同法別表の税率による関税のほか、不当廉売関税に相当する額を超える税額の関税を課することができる。
- 5 関税定率法第8条第1項に規定する指定貨物の輸入者が納付した不当廉売関税の額が当該指定貨物の現実の不当廉売差額を超える事実がある場合には、当該輸入者は、政府に対し、当該事実についての十分な証拠を提出し、当該超える部分の額に相当する不当廉売関税の還付の請求をすることができる。

